

直接支払制度を利用したときの 出産育児一時金等支給方法の 変更のお知らせ



けんぽだより(秋・No.91)にて出産費用の直接支払制度のご案内をしました。

その中で「出産費用が一時金より少なかった場合は、後日健保組合へ申請し、差額を受け取っていただく」としておりましたが、厚生労働省からの通達(平成21年10月9日付)により、「差額の支給については医療機関等からの請求により確認が取れれば、ご本人からの申請がなくても自動的に支払いしてもよい」との見解が示され、当健保組合としても再度検討し、被保険者、被扶養者の申請の際の煩雑さを考慮し、直接支払制度を利用した場合は、差額分をご本人に自動的に支払いする方法に変更することといたしました。誠に申し訳ございませんが、上記主旨をご理解いただきたくよろしくお願いいたします。

直接支払制度とは?

健康保険組合が直接、医療機関等に出産育児一時金を支払う制度です。出産費用が一時金より多かった場合は、医療機関の窓口で不足分を支払っていただき、少なかった場合は、後日、健康保険組合より、差額が自動的に支払われます。

出産費用が出産育児一時金より多かった場合

(例) 出産費用が45万円

出産育児一時金

42万円^{*}

出産費用

45万円

$$42\text{万円} - 45\text{万円} = \Delta 3\text{万円} \cdots \rightarrow$$

不足分を
窓口で支払い

ここが便利!

- 多額な出産費用を用意しなくて済みます。

出産費用が出産育児一時金より少なかった場合

(例) 出産費用が40万円

出産育児一時金

42万円^{*}

出産費用

40万円

$$42\text{万円} - 40\text{万円} = 2\text{万円} \cdots \rightarrow$$

後日、健保
より自動的に支給

*産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合、42万円となります【在胎週数22週以降(死産含む)。それ以外の場合は39万円】。加入していない分娩機関で出産した場合は39万円となります。

*出産育児一時金付加金については、上記の差額調整の対象とはなりませんが、直接支払制度を利用した場合は、後日健保組合より自動的に支給されます。

*直接支払を希望しないときや海外出産した場合等は、出産後に各事業所(会社)経由で健保組合に申請し、出産育児一時金を受給してください。

産科医療補償制度 平成21年1月より導入され、赤ちゃんがお産に関連して重度の脳性まひを発症した場合、補償を受けることができる制度です。

直接支払制度を利用したいときは?

- ① 医療機関から直接支払制度を利用するか聞かれますので、利用希望を伝えます。
- ② 出産(入院時に保険証を持参)。
- ③ 退院時、費用の内訳を記した明細書が交付されます。
- ④ 出産費用が出産育児一時金を上回る場合、窓口で不足金額を支払います。
- ⑤ 出産費用が出産育児一時金を下回る場合の差額と、付加金は健康保険組合より自動支払します。

直接支払制度を利用しない場合/直接支払制度を利用できない医療機関等の場合、ご自身で医療機関等へ出産費を全額お支払いし、出産後に事業所(会社)経由で健保組合へ申請願います。

詳しくは横河電機健保ホームページ
(<http://www.yokogawakenpo.or.jp>)
をご覧ください。

